

施設所管課による評価手法

① 評価基準の評価

指定管理者から提出のあった自己評価票及び指定管理者へのヒアリング等に基づき、評価票の評価基準について、下のとおり4段階（4点満点）で評価する。

4点：S優良、3点：A良好、2点：Bほぼ良好、1点：C要改善

| 評 価 | | 基 準 |
|-----|------|---|
| S | 優良 | 計画を上回る実施状況が認められる |
| A | 良好 | 計画どおりの実施状況が認められる |
| B | ほぼ良好 | 一部、計画どおりの実施状況が認められない箇所があるが、取組全体としては概ね計画どおりの実施状況が認められる |
| C | 要改善 | 計画どおりの実施状況が認められない |

② 評価項目の評価 ⇒公表

評価基準の平均値により評価する。（小数点第2位四捨五入）

【例】評価項目 I (1)では、3項目でS(4点)が1項目、A(3点)2項目、B(2点)が0項目の場合
合計 10点となる ⇒ $10点 \div 3項目 = 3.3点$ ⇒ 評価 A

| 平 均 得 点 | | | |
|---------|---------|---------|-------|
| S 優良 | A 良好 | B ほぼ良好 | C 要改善 |
| 4～3.5 | 3.4～2.5 | 2.4～1.5 | 1.4～0 |

※指定管理者も施設所管課と同じ評価基準に従い評価する。